

働き方が変われば、決め事もルールも変わる！

『働き方改革・関連法』総点検セミナー ～「関連法」と「これからの人材採用」～

「働き方改革関連法」が2019年4月1日から順次施行されております。

企業規模を問わず2023年4月より月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が50%へ引き上げられ、2024年4月からは全業種に時間外労働の上限規制が適用されます。

労働人口の減少・採用難から時間外労働の上限・割増率アップは働き方改革の中でも大きな課題となります。

そこで働き方改革関連法の既に施行分の振り返りとこれから適用される内容について、ポイントと課題など人材採用を含めて具体的な働き方改革を通してどう解決していくのかについて解説するセミナーを開催いたします。

【主な内容】

- 既に施行されている働き方改革関連法の確認
- これから適用される働き方改革関連法のポイントと影響
 - ・月60時間を超える時間外労働の割増賃金率の引上げ
 - ・全業種に対して時間外労働の上限規制の適用
- 働き方改革関連法と中小・小規模事業者における課題
- 採用・定着、など人手不足に対する打開策と注意点
- これからの中小・小規模事業者の業務の進め方

日時

令和6年

1月15日(月)

14:00～16:00

場所

道東経済センタービル
(釧路市大町1-1-1) 5階会議室

定員

30名

受講料

無料

(会員・非会員問わず)

申込み方法
申込み先

下記申込書に必要事項をご記入の上、
FAX 又は TEL にて **1月11日(木)** まで
にお申込み下さい。右のQRコードからも
お申し込み可能です。

釧路商工会議所 地域振興部 経営相談課
TEL 0154-41-4143 FAX 0154-41-4000

講師紹介



(株)LM&C 代表取締役
みやこ ともこ
宮子 智子 氏

社会保険労務士、産業カウンセラー
DCアドバイザー
ファイナンシャルプランナー

人材の採用から決定に関する指導や会社理念実現のために
人事面から継続的・総合的な支援をするとともに、総合的な人
事リスク、労務リスクの軽減と成果の出る環境づくりなどのコ
ンサルティングに日々活躍中。



主催：釧路商工会議所

1月15日(月) 「働き方改革関連法などの労働法制」 講習会参加申込書 ※切りとらずにFAX願います。

釧路商工会議所 地域振興部 行 (FAX 0154-41-4000) ※このままのサイズでFAXしてください。

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
メールアドレス			
受講者名	(役職名:)	(役職名:)	